

## 次度審議案件の取り扱いについて

猪名川の占用許可案件の許可の状況は表-3 のとおりとなっている。平成24年度上期までに更新期限を迎えるため、平成23年度中に河川保全利用委員会で占用許可の更新について審議いただく案件は表-1 である。

このうち、農業公園、おおぞら公園（尼崎市）は、「報告案件」に位置づけられるべき案件であると判断している。

**表-1 平成23年度審議対象案件一覧**

No	台帳No.	許可物件名	申請者	占用面積(m <sup>2</sup> )	河川名	位置	距離標位置	最新許可日	許可期限
①	01001	猪名川緑地	池田市	130,329.78	猪名川	堤外	L8.8k+50～10.2k+50	H21.5.27	H24.3.31
②	01010	第1号猪名川河川敷緑地	伊丹市	10,243.64	猪名川	堤外	L8.0k	H21.6.19	H24.6.30
③	01015	伊丹市立猪名川テニスコート	伊丹市	2,314.84	猪名川	堤外	R7.8k-55～7.8k+36	H21.3.6	H24.3.31
④	01016	尼崎市農業公園	尼崎市	2,718.83	猪名川	堤内	R4.8k+100	H19.1.19	H24.3.31
⑤	01027	おおぞら広場	尼崎市	2,416.00	猪名川 藻川	堤内	猪R0.6k～藻L0.0k	H18.11.15	H23.9.30

おおぞら広場は、許可時点では（仮称）山手幹線道の樹広場

審議対象案件が表-1 の場合のH23年度の審議予定は次のとおりである。

**表-2 平成23年度審議予定**

審議次項 予定	憲章・チェックリスト※1	審議案件※2	報告案件※2
H23.8	○	-	おおぞら広場(尼崎市)
H23.10	-	猪名川緑地(池田市) 第1号猪名川河川敷緑地(伊丹市)	-
H23.12	-	伊丹市立猪名川テニスコート(伊丹市)	尼崎市農業公園(尼崎市)

※1 憲章・チェックリストの審議が継続審議となった場合

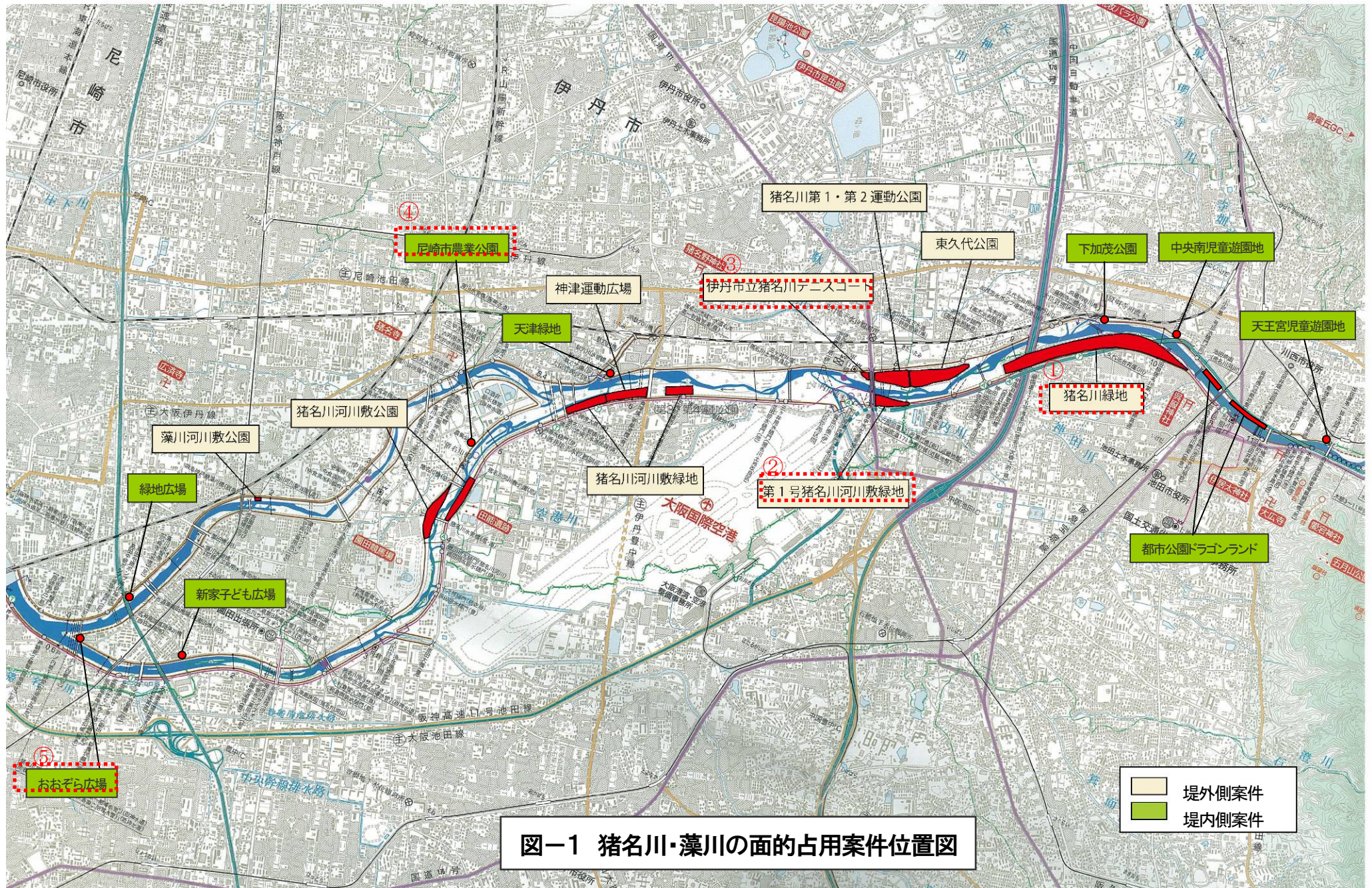
※2 報告案件、審議案件の区分は事務局案

表-3 猪名川・藻川の面的占用案件一覧

台帳 No.	許可物件名	申請者	占用面積 (m2)	河川名	位置	距離標位置	最新許可日	許可期限	H23年度審議対象				
									H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
01001	猪名川緑地	池田市	130,329.78	猪名川	堤外	L8.8k+50~10.2k+50	H21.5.27	H24.3.31	→○→				
01003	天王宮児童遊園地	川西市	47.15	猪名川	堤内	R11.4k+130	H20.1.8	H25.3.31	○→				
01005	中央南児童遊園地	川西市	2,164.86	猪名川	堤内	R10.2k-100	H21.1.30	H26.3.31	→				
01006	新家子ども広場	尼崎市	2,373.71	猪名川	堤内	R1.6k+60~1.8k-10	H21.11.11	H26.10.31	→				
01007	下加茂公園	川西市	1,515.74	猪名川	堤内	R9.6k+180~9.8k+100	H19.1.12	H27.3.31	←→				
01008	東久代公園	川西市	71,760.15	猪名川	堤外	R8.0k+100~8.6k	H20.2.6	H23.3.31	→○				
01009	猪名川第1・第2運動公園	伊丹市	15,803.72	猪名川	堤外	R7.8k+60~8.0k	H19.2.27	H27.3.31	←→				
01010	第1号猪名川河川敷緑地	伊丹市	10,243.64	猪名川	堤外	L8.0k	H21.6.19	H24.6.30	→○→				
01011	藻川河川敷公園	尼崎市	5,377.53	藻川	堤外	R1.6k+102~2.2k+55	H22.12.20	H22.10.31	○←				
01012	猪名川河川敷公園	尼崎市	17,740.21	猪名川	堤外	L4.4k-50~4.8k-80 R4.0k+55~4.4k+60	H22.12.20	H22.10.31	○←				
01014	神津運動広場	伊丹市	17,454.54	猪名川	堤外	L6.0k-54~6.2k-68 5.8k+110	H20.4.9	H23.3.31	→				
01015	伊丹市立猪名川テニスコート	伊丹市	2,314.84	猪名川	堤外	R7.8k-55~7.8k+36	H21.3.6	H24.3.31	→○→				
01016	尼崎市農業公園	尼崎市	2,718.83	猪名川	堤内	R4.8k+100	H19.1.19	H24.3.31	→○→				
01017	緑地広場	尼崎市	58.87	藻川	堤内	R0.8k+115	H17.1.4	H27.3.31	←→				
01018	猪名川河川敷緑地 (猪名川第3・第4運動公園)	伊丹市	27,118.34	猪名川	堤外	L6.2k~6.6k-50	H22.12.20	H23.3.31	→○←				
01020	猪名川河川敷緑地	伊丹市	17,038.75	猪名川	堤外	L5.6k-80~6.0k-54	H19.9.26	H22.9.30	→○				
01023	天津緑地	伊丹市	646.70	猪名川	堤内	R6.0k+135~6.0k-90	H21.11.11	H26.10.31	→				
01024	都市公園 ドラゴンランド	川西市	5,260.49	猪名川	堤内	R10.0k+70~11.2k	H21.2.4	H26.3.31	→				
01027	おおぞら広場	尼崎市	2,416.00	猪名川 藻川	堤内	猪R0.6k~藻L0.0k	H18.11.15	H23.9.30	→○				

堤内側案件  
 許可期間  
 審議予定







## ■報告案件と審議案件の区別について

当該年度の審議対象案件に対して、効率的な審議を図るため、占用施設の位置や施設規模、利用形態等を総合的に判断して、施設の利用が河川環境に与える影響の大小によって、「報告案件」「審議案件」に区別する。区別の基本的な考え方は以下のとおりである。

- 報告案件**：施設の利用が河川環境に与える影響が小さいと判断される案件で、委員会では、施設概要、占用許可の経緯等の報告を主として行う。  
委員会は、河川保全利用等の観点からの参考意見を述べる。
- 審議案件**：施設の利用が河川環境に与える影響が大きいと判断される案件で、委員会では、施設概要、占用許可の経緯に加えて、利用状況、施設管理状況、環境保全に向けた取り組み等について報告を行う。  
委員会は、河川保全利用等の観点から、面的占用のあるべき姿について検討し、幅広く意見を述べる。

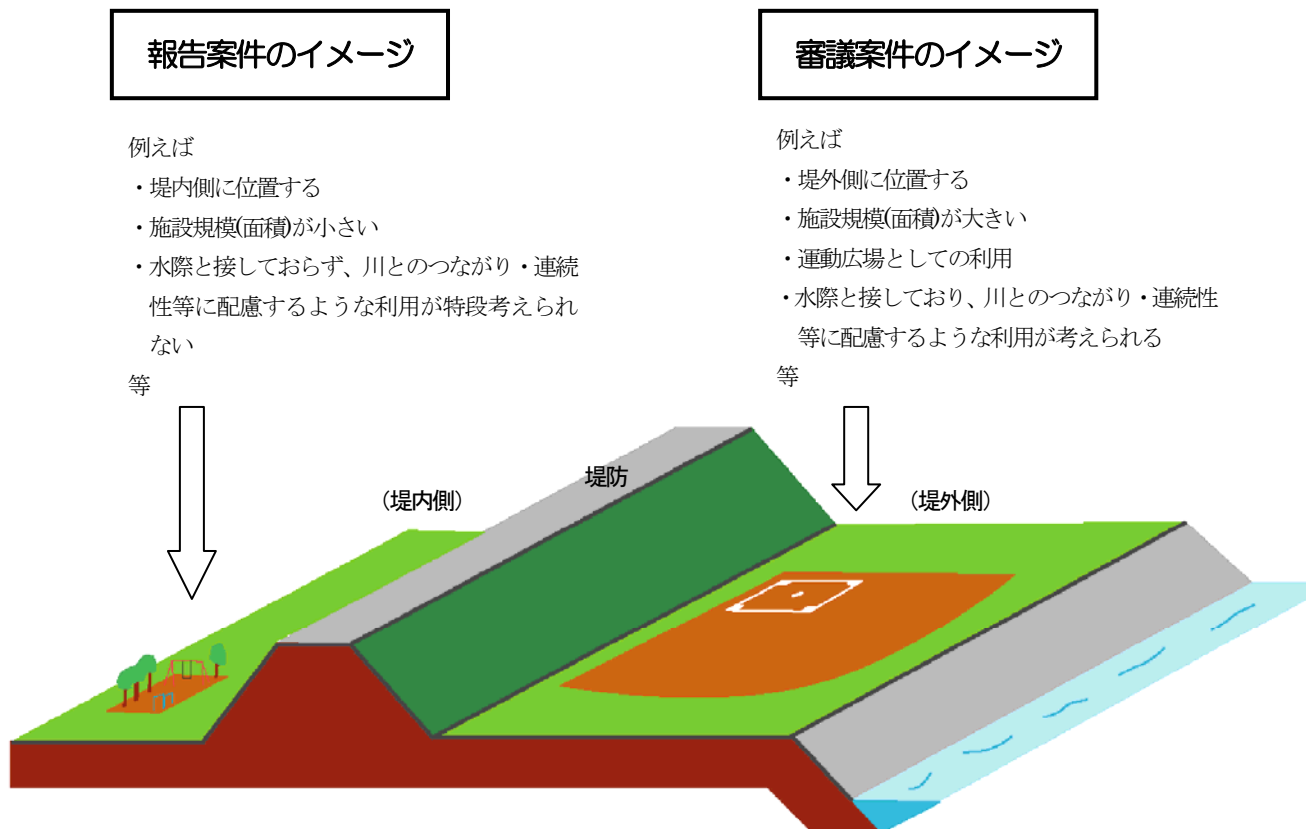



図1 報告案件と審議案件のイメージ

占有案件名	尼崎市農業公園	申請者	尼崎市
占有面積	2,718.83 m <sup>2</sup>	最新許可日	H19.4.1
現況写真	 <p>下流側から</p> <p>公園の状況</p>		

- ・ 堤内地に位置する案件である。
- ・ 農業公園自体の規模は大きいですが、占有地は堤防法尻の一部を占めるだけで、水域との連続性にも大きな関連はない。

占有案件名	おおぞら広場	申請者	尼崎市
占有面積	2,416.00 m <sup>2</sup>	最新許可日	H18.11.15
現況写真	 <p style="text-align: right;">上流側から</p> <p style="text-align: right;">公園の状況</p>		

- ・ 堤内地に位置する案件である。
- ・ 猪名川・藻川の合流部に位置する。
- ・ 水域との連続性にも大きな関連はない。